

第1章

プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

本市では、1987（昭和62）年に策定した「かすがい女性計画」（第1次）から、2008（平成20）年の「かすがい男女共同参画プラン（改定版）」の策定まで、長期にわたり男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や環境整備などの各種施策を積極的に実施してきました。

しかしながら、本市において平成22年度に実施した市民意識調査の結果からは、男女の意識やしきたり・慣習などにおける固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや、育児休業、子育て支援策など男女の就労環境の整備、そして近年問題化しているドメスティック・バイオレンスなど、まだまだ取り組むべき課題が多く存在しているといえます。

さらに、少子高齢化の一層の進展、雇用環境の多様化、個人の価値観やライフスタイルの多様化など一人ひとりを取りまく社会情勢は大きく変化しています。

このため、本市では、本市の現状や国や県の動向を踏まえ、男女が互いの人権を尊重し、家庭や職場、地域、政策決定の場などあらゆる分野において、その個性と能力を最大限に発揮できる男女共同参画社会に一層近づけていくために、「新かすがい男女共同参画プラン」を策定します。

2 プランの背景

（1）世界の動き

国連は、1975（昭和50）年を「国際婦人年」と定め、女性の自立と地位向上を目指して国際的に取り組むことを宣言しました。同年、第1回の世界女性会議がメキシコで開催され、「世界行動計画」が採択されました。また、国際婦人年に続く1976（昭和51）年から1985（昭和60）年までを「国連婦人の10年」と定めて、加盟各国に計画の推進を呼びかけました。

1979（昭和54）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、1985（昭和60）年には、「国連婦人の10年最終年世界会議」がナイロビで開催され、10年間の評価と残された課題を検討し、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択され、女性の地位向上のためには、「国連婦人の10年」のテーマ「平等・開発・平和」の継続と具体的戦略が必要であることが示されました。

1995（平成7）年には北京において「第4回世界女性会議」が開催され、女性のエンパワーメント、女性の人権の尊重、パートナーシップの強化を柱とする「北京宣言及び行動綱領」が採択され、この行動綱領では、12の重大問題領域について各国政府などの具体的取り組み指針を示しました。

2000（平成12）年にはニューヨークにおいて「女性2000年会議」が開催され、この会議では「成果文書」と「政治宣言」が採択され「北京行動綱領」の実施促進が確認されました。

2005（平成17）年の「第49回国連婦人の地位委員会」（北京+10）では、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる

実施に向けた戦略や今後の課題について協議し、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言がされました。

2010（平成 22）年3月には、「第 54 回国連婦人の地位委員会」（「北京+15」記念会合）がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の再確認がされました。また、同年 9 月、東京での「第 15 回 APEC 女性リーダーズネットワーク（WLN）会合」において、「APEC 首脳及び閣僚への提言」が採択され、組織における女性のキャリア構築など 3 点を柱とする政策提言を要請しました。

2011（平成 23）年 2 月 22 日から 3 月 4 日まで、国連本部で「第 55 回国連婦人の地位委員会」が開催され、女性に関する 4 つの国際機関を統合し同年 1 月に発足した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」（略称「UN Women」）の発足記念式典が行われました。

（2）国の動き

国においては、1999（平成 11）年 6 月に、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。これに基づき、2000（平成 12）年 12 月には「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画では、11 の重点目標が掲げられ、男女共同参画社会の実現に向けて 2010 年までに取り組むべき施策の方向性と、2005 年までに実施すべき具体的な施策が示されました。

2001（平成 13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行され、2004（平成 16）年には、一部改正されるとともに、「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」が策定されました。

2005（平成 17）年 12 月には、第 1 次基本計画期間中の取組を評価・総括し、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されました。さらに 2007（平成 19）年には「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

国は第 3 次男女共同参画基本計画を策定する上で、以下のように男女共同参画基本法施行後の 10 年を総括しています。

- 男女共同参画基本計画に関する評価としては、固定的な性別役割分担意識が未だ根強く、解消に対する取り組みが不十分であった。
- 男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたことなどにより、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって必要という認識が広まらず、意識改革や制度改革につながらなかった。
- 男女共同参画社会を実現しようとする強い意思と推進力が不足していたため、制度や枠組みの整備が進まなかった。
- 男女のセーフティネットや女性の様々な生き方への配慮が不十分であったため、制度や枠組みを整備しても成果につながらない場合があった。

こうした課題を踏まえ、2010（平成 22）年には新たな第 3 次男女共同参画基本計画を策定し、15 の重点分野を掲げるなど、施策の具体的な方向と効果目標を示しています。

(3) 愛知県の動き

愛知県では、1989（平成元）年に女性行動計画「あいち女性プラン」を策定し、女性の自立や社会参画を促進するための基本的な施策を明らかにしました。1996（平成8）年には愛知県女性総合センター「ウィルあいち」を開館し、1997（平成9）年には同プランを改定した「あいち男女共同参画2000年プラン」を策定しました。その後、国の「男女共同参画基本計画」を受けて、2001（平成13）年に「あいち男女共同参画プラン21」を策定するなど、男女共同参画社会を目指し様々な施策を推進してきました。

また、2002（平成14）年には、県、県民、事業者の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が制定され、2006（平成18）年10月には、国の第2次男女共同参画基本計画を受けて、「あいち男女共同参画プラン21」を改定し、「女性のチャレンジ支援」及び「新たな取組を必要とする分野への男女共同参画の推進」を基本的課題として新たに設定するなどしています。

2011（平成23）年3月には、国の第3次男女共同参画基本計画に合わせて、「あいち男女共同参画プラン2011-2015」が策定されました。

(4) 春日井市の取り組み

本市では、1987（昭和62）年に「かすがい女性計画」（第1次）を策定し、長期的な視野で女性の地位向上のための目標や課題などを設定しました。1991（平成3）年には青少年及び女性に学習と憩いの場を提供し活動拠点として利用できる「青少年女性センター（レディヤンかすがい）」を開設しました。

また、1992（平成4）年の「かすがい女性プラン21」（第2次）の策定に続き、1996（平成8）年には北京会議の成果を踏まえて「かすがい女性プラン21」（第3次）を策定しました。第3次計画においては参画をキーワードとした、さまざまな分野の女性問題を解決するために、女性の視点に立った取り組みが展開されてきました。

2002（平成14）年には、市民一人ひとりが、個性豊かにかがやき、自主的、主体的に行動し、のびやかに暮らせる男女共同参画社会の実現を目指し、「かすがい男女共同参画プラン」を策定、2003（平成15）年には、春日井市男女共同参画推進条例が制定され、さらに、2008（平成20）年には「かすがい男女共同参画プラン（改定版）」を策定するなど、長期にわたり男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や環境整備などの各種施策を積極的に推進してきました。

この間、2007（平成19）年から、配偶者等からの暴力被害者を対象にした「DV相談」を開設し、専門相談員を配置するとともに、2009（平成21）年に「春日井市DV対策基本計画」を策定し、DVの防止と被害者支援の取り組みを積極的、計画的に推進してきました。

本市で進めてきた男女共同参画プラン及びDV対策基本計画に関わる事業については、毎年度実

施状況を点検して、事業の改善や充実に努めてきました。

3 国の第3次男女共同参画基本計画のポイント

1 女性の活躍による経済社会の活性化

- ◆ 少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性を始めとする多様な人材を活用することは、我が国の経済社会の活性化にとって必要不可欠である。
- ◆ 女性はその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することは、労働供給の量的拡大という観点に加えて、グローバル化や消費者ニーズが多様化する中で持続的に新たな価値を創造するために不可欠である。

2 男性、子どもにとっての男女共同参画

- ◆ 男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男女共同参画を男性の視点から捉えることが不可欠である。
- ◆ 長時間労働の抑制等働き方の見直し、直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも、男女共同参画の理解に向けた男性に対する積極的な働きかけが必要である。
- ◆ 次代を担う子どもたちが将来を見通した自己形成を図りながら健やかに育ち、そして幸せに暮らせる社会を目指す観点から、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが重要である。
- ◆ 近年、ひとり親家庭の子どもや性犯罪の被害を受けている子どもなど支援が必要な子どもの問題も顕在化しており、安全で安心して暮らせる環境づくりのため、社会全体で子どもたちを支えることが必要である。

3 様々な困難な状況に置かれている人々への対応

- ◆ 単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で貧困に陥る層が増加している。女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として貧困など生活上の困難に陥りやすい。また、障がいがある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくない。
- ◆ 家庭や地域における男女共同参画の推進や女性が働きやすい就業構造への改革など男女共同参画の推進が、様々な困難な状況に置かれている人々への対応にとって不可欠である。

4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ◆ 女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題であることから、暴力を容認しない社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対する暴力の様々な形態に応じた根絶のための幅広い取組を総合的に推進することが必要である。

5 地域における身近な男女共同参画の推進

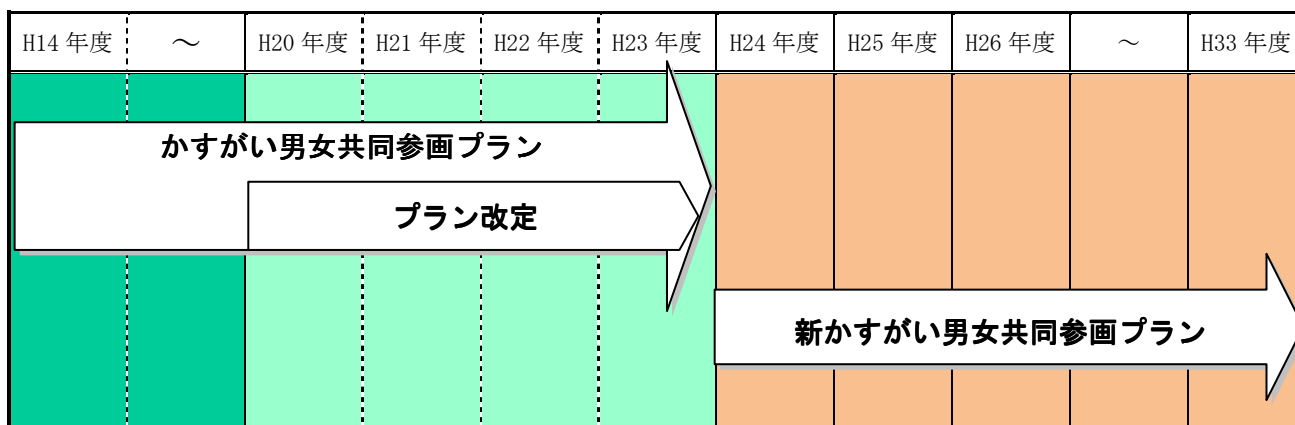
- ◆ 地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要であり、また、人々に最も身近な暮らしの場である地域における様々な取組が不可欠である。

4 プランの性格

- 本プランは、春日井市男女共同参画推進条例第9条に基づく男女共同参画基本計画であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される市町村男女共同参画計画にあたるもので、今後の本市が推進する男女共同参画社会の形成を促進するための基本となるプランです。
- 春日井市男女共同参画審議会の提言や市民意識調査の結果を反映しています。
- 広く市民の意見を反映するため市民意見公募（パブリックコメント）を実施しています。（平成23年12月）
- 本プランは「第五次春日井市総合計画（新長期ビジョン）」（2008年～2017年）に示す方向性に基づいて、他の関連計画との整合性及び連携を図っています。
- 本プランは、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び県の「あいち男女共同参画プラン2011-2015」を勘案しながら、市の特性や現状を踏まえて策定しています。

5 プランの期間

本プランの期間は、2012（平成24）年度から2021（平成33）年度までの10年間とします。ただし、計画期間中において、社会経済環境の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うものとします。



6 プランの策定体制

(1) 春日井市男女共同参画審議会での審議

本プラン策定にあたっては、幅広い関係者の参画による地域の特性に応じた事業が展開できるよう、学識経験者、地域団体などの代表者、公募市民の参加を得た春日井市男女共同参画審議会において審議を重ねてきました。

(2) 市民意識調査の実施

このプランの策定に先立ち、男女共同参画に関する市民の意識を明らかにし、プラン策定の基礎資料とすることを目的として、平成22年9月に市民意識調査を実施しました。

	一般市民	高校生	中学生
調査対象	市内在住の20歳以上の男女	市内の高校2年生の男女	市内の中学2年生の男女
対象者数	2,000	1,000	1,023
抽出方法	住民基本台帳登録者から性・年齢階層別の人口割合に応じた無作為抽出	市内高等学校2年生のクラスを抽出	市内中学校2年生のクラスを抽出
調査方法	郵送による配布・回収	学校にて配布・回収	学校にて配布・回収
回収数	1,043	964	966
回収率	52.2%	96.4%	94.4%